

▶職員給与費の状況

職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1485人	56億6129万2000円	18億8549万5000円	24億2241万4000円	99億6920万1000円	671万3267円

※数値は平成26年度普通会計決算のもの。職員手当は、退職手当を除く。荒川区芸術文化振興財団等への派遣職員を含む

▶ラスパイレ指数の状況

荒川区のラスパイレ指数は、平成26年4月1日現在99.3(平成21年は101.1)です。
 ※ラスパイレ指数とは、「地方公務員給与実態調査」および「国家公務員給与実態調査」を基に、荒川区の職員構成が国の職員構成と同じと仮定して、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の荒川区職員の給与水準を指数で示したものです

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

▶職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額の状況 平成27年4月1日現在

■一般行政職				■技能労務職			
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	40.3歳	30万1215円	42万1729円	荒川区	49.8歳	30万3449円	41万 352円
東京都	41.6歳	31万8513円	45万4886円	東京都	48.1歳	29万3483円	39万7232円

※平均給与月額は、平均給料月額に諸手当(期末・勤勉手当、退職手当を除く)の平均月額を加えたもの

▶一般行政職の初任給の状況 平成27年4月1日現在

区分	荒川区	国
I類(大卒程度)	18万1200円	18万1200円
II類(高卒程度)	14万3300円	14万2100円

▶職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 平成27年4月1日現在

区分	学歴	経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	26万8557円	32万5063円	36万7211円
	高校卒	21万4225円(10~12年)	27万6767円(15~17年)	30万5186円
技能労務職	大学卒	27万1950円(15~20年)		26万8800円
	高校卒			

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数
 ※()内の年数は、対象者が少ないため、近似の経験年数の者も含めて算出したことを示したものです

▶一般行政職の級別職員数の状況 平成27年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	統括部長	1人	0.1%	3級	主任主事	356人(76)	36.1%(83.5%)
8級	部長	16人	1.6%		2級	相当高度な知識または経験を必要とする業務を行う主事	248人(4)
7級	統括課長	15人(1)	1.5%(1.1%)	1級		上記各職務の級に属さない主事	70人
6級	課長	30人(5)	3.0%(5.5%)				
5級	総括係長	60人	6.1%				
4級	係長または主査	190人(5)	19.3%(5.5%)				
				計		986人(91)	100.0%(100.0%)

※一般行政職とは行政職のうち税務職と福祉職を除いたもの。職員数は、給与条に基づく給料表の級区分による。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名。()内は再任用短時間勤務職員で、外数。構成比は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある

▶勤務成績の昇給への反映状況 平成27年4月1日現在

区分	全職種
職員数(A)	1571人
勤務成績の区分が「特に良好」・「極めて良好」に決定された職員数(B)	415人
比率(B/A)	26.4%

3 給与の概要(平成27年特別区人事委員会勧告前のもの)

▶給与決定のしくみ

一般職員の給与は、特別区人事委員会が民間企業の給与実態調査等から「職員の給与に関する報告及び勧告」を行い、これに基づき区長が条例の改正案を区議会に提出し、審議・議決を経て決定されます。

区長、区議会議員等の特別職の給料・報酬の額は、荒川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区長が条例の改正案を区議会に提出し、審議・議決を経て決定されます。

▶給与の種類(平成27年4月1日現在)

一般職員の給与は基本給である給料と手当から成り立っています。

- 給料…基本給となるものです。職種や職責の程度により、給料表と級が定められています
- 地域手当…民間における賃金、物価および生計費が高い地域に勤務する職員に支給される手当であり、給料、扶養手当および管理職手当の合計額の20%が支給されています。国は支給地域に応じ、0~20%が支給されます
 ※平成26年度決算の1人当たり平均支給月額5万6904円、総額は10億7139万6000円です

- 扶養手当…扶養親族を有する職員に支給されます
 ※平成26年度決算の1人当たり平均支給年額は16万9943円、総額は9499万8000円です

扶養親族の範囲	配偶者	配偶者以外の扶養親族2人まで	その他の扶養親族	16~22歳の子が居る場合の加算
支給額	1万3700円	各5500円	各5500円	各4000円

- 住居手当…月額2万7000円以上の家賃を支払って住居を借り受けている世帯主等である職員に支給されます。(支給額は8300円。各年度において満27歳までの者は1万8700円、満28~満32歳の者は9300円をそれぞれ加算)
 ※平成26年度決算の1人当たり平均支給年額は9万4177円、総額は8758万5000円です
- 通勤手当…通勤のために交通機関または交通用具を利用する職員に支給されず(1か月当たり支給限度額は5万5000円)
 ※平成26年度決算の1人当たり平均支給年額は14万4717円、総額は1億7930万4000円です
- その他…初任給調整手当、管理職手当等

- 時間外勤務手当…正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます
 ※平成26年度決算の1人当たり平均支給年額は24万201円、総額は3億3243万8000円です
- 特殊勤務手当…著しく危険・不快・不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事した場合に支給される手当です
 ※平成26年度決算の総額は1611万1000円です
- その他…休日給等

- 期末・勤勉手当…民間のボーナスに相当するもので、年間3回(6・12・3月期)に分けて支給されます

区分	期末手当	勤勉手当	合計	一人当たり平均支給額
	2.60月分(1.45)	1.60月分(0.75)	4.20月分(2.20)	157万3643円

※()内は再任用職員に係る支給割合

- 退職手当…職員が退職した場合に支給されます

区分	普通退職	定年退職
最高限度支給月数	44.16月分	52.76月分
1人当たり平均支給額	137万7円	2328万906円

※1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

- 退職手当…職員が退職した場合に支給されます

区分	普通退職	定年退職
最高限度支給月数	44.16月分	52.76月分
1人当たり平均支給額	137万7円	2328万906円

※1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

4 特別職の給料・報酬等の状況 平成27年4月1日現在

区分	月額	支給時期・支給月数	
		支給時期	支給月数
区長	114万1000円	6月期	1.60月分
	91万5000円	12月期	1.65月分
副区長	78万3000円	3月期	0.25月分
		計	3.50月分
教育長	91万5000円	6月期	1.60月分
		12月期	1.65月分
副議長	78万3000円	3月期	0.25月分
		計	3.50月分
議員	60万1000円	6月期	1.60月分
		12月期	1.65月分
議員	60万1000円	3月期	0.25月分
		計	3.50月分

算定方式
 区長 給料月額×在職年数×500/100
 副区長 給料月額×在職年数×400/100
 教育長 給料月額×在職年数×300/100

5 行政委員会の委員等及び非常勤の監査委員等の報酬の状況 平成27年4月1日現在

区分	報酬の額(月額)	
教育委員会	委員長	28万6000円
	委員長職務代理者	25万2000円
	委員	24万0000円
選挙管理委員会	委員長	28万6000円
	委員長職務代理者	25万2000円
	委員	24万0000円
監査委員	議員選出委員	14万8000円
	有識見者選出委員	28万6000円

被災地への職員派遣について

区では、東日本大震災における被災地の復旧・復興支援のため、平成26年度末までに延べ188人の職員を派遣しています。平成26年度は釜石市(岩手県)に2人を派遣し、1年間にわたって道路の復旧業務等に従事しました。

医療費が高額の方は

高額医療・高額介護合算療養費の申請を

平成26年8月1日~平成27年7月31日(合算期間内)の1年間で、医療保険と介護保険の自己負担額が高額になる方に、右表を超えた額を支給します。

※合算対象の医療費は、保険対象外の治療、サービスを除きます
 ※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に2万1000円以上の負担額を支払った場合、合算の対象になります

申請開始日 1月20日(水)

申請書の送付 平成27年7月31日現在、荒川区の国民健康保険に加入し合算期間に継続して荒川区の国民健康保険の資格があり、高額医療・高額介護合算療養費の支給が見込まれる世帯には、申請書を1月15日(金)ごろに世帯主に送付します。

申請書を送付できない世帯 合算期間内に医療保険の資格に変更があった方
 ※平成27年7月31日現在加入している医療保険者にお問い合わせください

▶合算期間内に荒川区の国民健康保険の資格を取得した方
 加入していた医療保険や介護保険(荒川区外からの転入者)からの「自己負担額証明書」を添付し、区役所1階国保年金課で申請してください。

▶合算計算期間内に資格を喪失した方
 国保年金課で発行する「自己負担額証明書」を添付し、平成27年7月31日現在加入している他の医療保険者に申請してください。

後期高齢者医療制度の被保険者で支給見込みのある方

平成28年2月下旬までに東京都後期高齢者医療広域連合から申請書と案内が送付される予定です。

申請・問合せ 国保年金課

- ▶国民健康保険について ☎内線2381
- ▶後期高齢者医療制度について ☎内線2391

荒川区国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の医療保険の方

荒川区の介護保険サービスの利用実績がある場合は、介護保険課で発行する「介護保険自己負担額証明書」を添付して、平成27年7月31日現在加入している医療保険者へ申請してください。

申請・問合せ 介護保険課 ☎内線2432

表1 高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額表(70歳未満の方)

適用区分(世帯単位)	自己負担限度額
旧ただし書き所得901万円超	176万円
旧ただし書き所得600万円超901万円以下	135万円
旧ただし書き所得210万円超600万円以下	67万円
旧ただし書き所得210万円以下	63万円
住民税非課税世帯	34万円

表2 高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額表(70歳以上の方)

適用区分(世帯単位)	国民健康保険+介護保険(70歳~74歳の方がいる世帯)	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
住民税非課税世帯	II	31万円
	I	19万円

注意

- 70歳未満の国民健康保険の自己負担額は、医療機関別、医科・歯科別、入院・通院別に2万1000円以上ある場合に対象となります
- 現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円以上の被保険者(がいる世帯)
- 住民税非課税世帯IIは、世帯全員が区民税非課税の世帯
- 住民税非課税世帯Iは、世帯全員が区民税非課税かつ世帯全員の所得が0円の世帯
- 一般とは、上記③・④以外(の世帯)
- 同じ世帯に70歳未満の方と70~74歳の方がいる場合は、まず70~74歳の方を計算し、まだ残る負担額を70歳未満の方の負担額と合算